

より多くの人たちが利用しやすい銀行を目指して

～「ユニバーサルデザイン」を、「アクセシブルデザイン」で～

2009年2月9日



■設立: 1999年4月16日

■目的: より多くの人が使えらる製品・サービス・システムの普及

■事業:

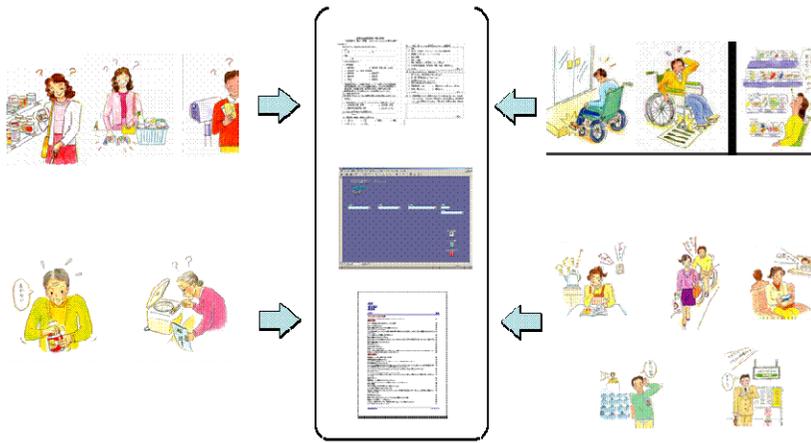
①高齢者・障害のある人たちの不便さ調査

②不便さの解決方法の検討及び配慮点の標準化

③より多くの人が使えらる製品・サービス・システム 普及全般

■所在地: 東京都千代田区

消費者の中には、何らかの障害のある人
25%以上に



・1991年～各種不便さ調査(共用品推進機構) ・平成17年度障害者施策総合調査(内閣府)

(高齢者・障害者人口)

- ・国連が228カ国を対象とした調査「高齢人口2006」では、高齢化が世界的な傾向。
- ・世界の60才以上の人数は2006年には6億8800万人、2050年までに20億人に増大すると予測
- ・世界の高齢者の大多数がアジアに住む(54%)、次がヨーロッパの22%
- ・60才以上の人口は、全人口の9人に1人である。2050年までに5人に1人に、2150年には3人に1人が60才以上と予測されている。

障害者権利条約
2006年12月 国連採択

前文
第1条 目的
第2条 定義
第3条 一般原則
第4条 一般義務
第5条 平等及び非差別
第6条 障害のある女性
第7条 障害のある児童
第8条 意識の向上
第9条 アクセシビリティ
第10条 生命の権利
第11条 危険のある状況
第12条 法の下の平等
第13条 真実へのアクセス
第14条 身体の自由及び安全
第15条 時間又は処置な、またはその権利を奪う取り扱いは
刑罰からの自由
第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由
第17条 人格の完全性の保護
第18条 移動の自由
第19条 自立生活及び地域への包含
第20条 個人のアクセシビリティ
第21条 表現と意見表明の自由、情報へのアクセス
第22条 私生活の尊重

第23条 家族及び関係の尊重
第24条 教育
第25条 健康
第26条 ハビテーション及びリハビリテーション
第27条 労働及び雇用
第28条 相当な生活水準の確保及び社会保障
第29条 政治生活及び市民生活への参加
第30条 文化及びスポーツへの参加
第31条 統計及びデータ収集
第32条 国際協力
第33条 国内の実施とモニタリング
第34条 国際的モニタリング
第35条 報告
第36条 締約国に対する同章
第37条 地域協働機構
第38条 効力発生
第39条 留保
第40条 改正
第41条 議定書
第42条 アクセシブルな形式
第43条 正式
第44条 選択的規定(輸入通関制度、複製制度)
(注：見出しについては暫定訳)

■ 2006年12月 国連が採択

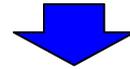
■ 2007年9月28日 日本署名

■ 2008年5月3日

批准国が20カ国を超えたため「発効」

国連における人権条約の体系

世界人権宣言(1948年採択)



社会権規約(経済的、社会的及び文化的権利
に関する国際規約)(A規約)
(1966年採択)

自由権規約(市民的及び政治的権利に
関する国際規約)(B規約)
(1966年採択)

人種差別撤廃条約
(1965年採択)

女子差別撤廃条約
(1979年採択)

児童の権利条約
(1989年採択)

拷問禁止条約
(1984年採択)

障害者権利条約
(2006年採択)

その他
(既存人権関連条約等)



障害者権利条約

障害者への差別を禁じ、社会参加を促進する条約。

障害者の人権条約は初めて。障害のある人は、世界人口の約1割、約6億5000万人(国連推計)とされます。

20カ国がした発効は2008年5月3日に発効された。

日本は、2007年9月28日に署名。

前文	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	一般原則
第4条	一般的義務
第5条	平等及び非差別
第6条	障害のある女性
第7条	障害のある児童
第8条	意識の向上
第9条	アクセシビリティ
第10条	生命の権利
第11条	危険のある状況
第12条	法の下での平等
第13条	司法へのアクセス
第14条	身体的自由及び安全
第15条	拷問又は残虐な、非人間的な もしくは品位を傷つける取り扱い又は 刑罰からの自由
第16条	搾取、暴力及び虐待からの自由
第17条	人格の完全性の保護
第18条	移動の自由
第19条	自立生活及び地域への包含
第20条	個人のモビリティ
第21条	表現と意見表明の自由、情報への アクセス
第22条	私生活の尊重

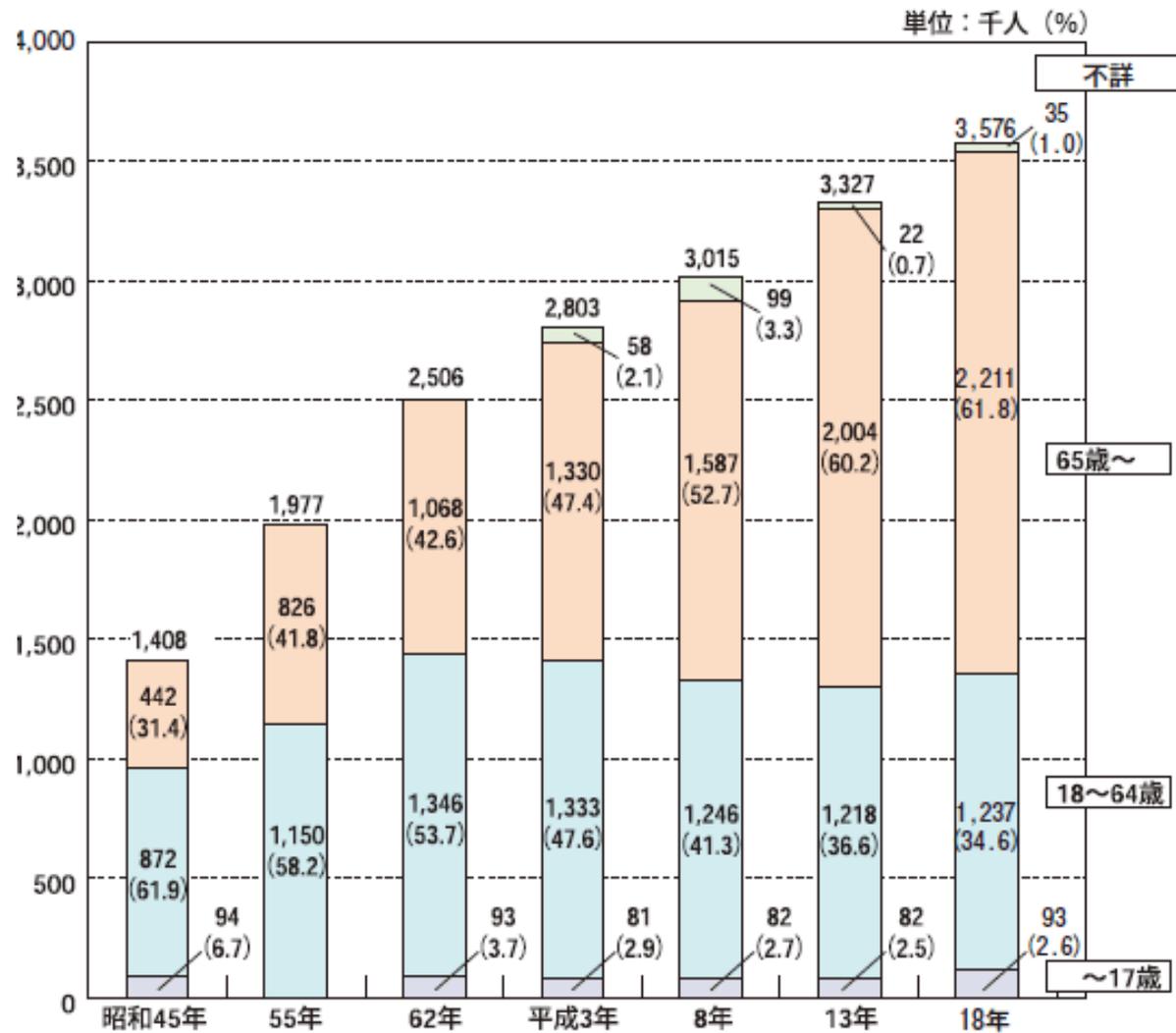
第23条	家庭及び家族の尊重
第24条	教育
第25条	健康
第26条	ハビリテーション及びリハビリテーション
第27条	労働及び雇用
第28条	相当な生活水準及び社会保障
第29条	政治生活及び公的生活への参加
第30条	文化的生活、レクリエーション、 余暇及びスポーツへの参加
第31条	統計及びデータ収集
第32条	国際協力
第33条	国内の実施とモニタリング
第34条～第40条	国際的モニタリング
第41条	寄託
第42条	署名
第43条	締結に対する同意
第44条	地域的統合機関
第45条	効力発生
第46条	留保
第47条	改正
第48条	破棄
第49条	アクセス可能な形式
第50条	正文
選択議定書	(個人通報制度、調査制度)

(注：見出しについては暫定訳)

日本の障害児・者の人数(平成20年 障害者白書 内閣府より)

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	9.8万人	9.3万人	0.5万人
	18歳以上	356.4万人	348.3万人	8.1万人
	合計	366.3万人(29人)	357.6万人(28人)	8.7万人(1人)
知的障害児・者	18歳未満	12.5万人	11.7万人	0.8万人
	18歳以上	41.0万人	29.0万人	12.0万人
	年齢不詳	1.2万人	1.2万人	0.0万人
	合計	54.7万人(4人)	41.9万人(3人)	12.8万人(1人)
精神障害者	20歳未満	16.4万人	16.1万人	0.3万人
	20歳以上	285.8万人	250.8万人	35.0万人
	年齢不詳	0.6万人	0.5万人	0.1万人
	合計	302.8万人(24人)	267.5万人(21人)	35.3万人(3人)

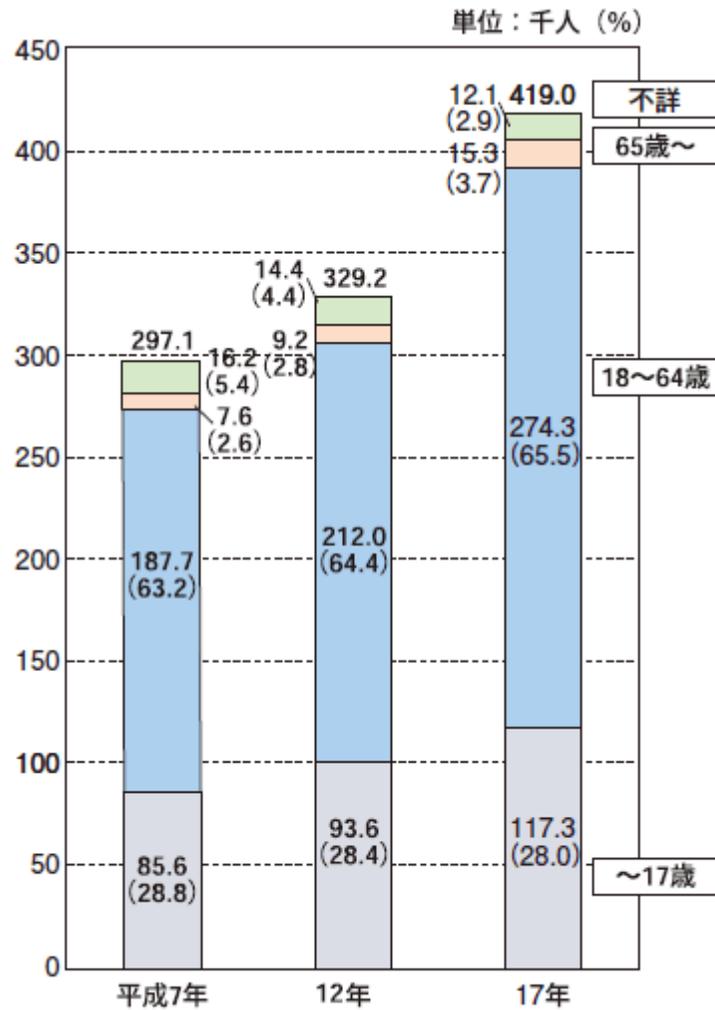
年齢階層別障害者数の推移(身体障害者・在宅)



注：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

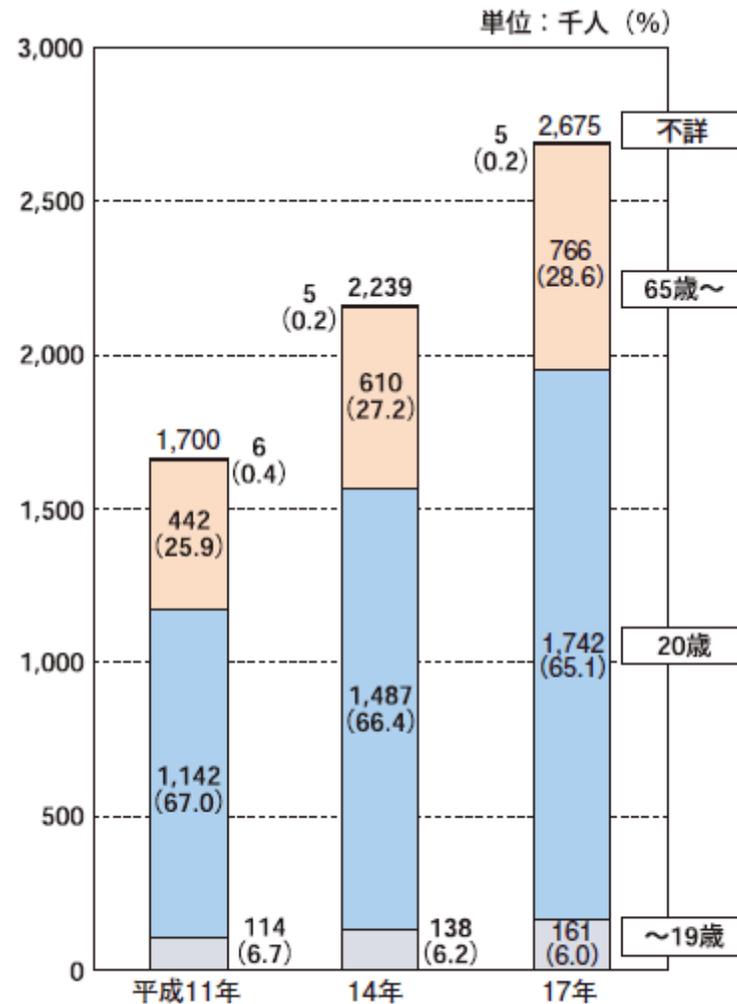
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」

年齢階層別障害者数の推移(知的障害者・在宅)



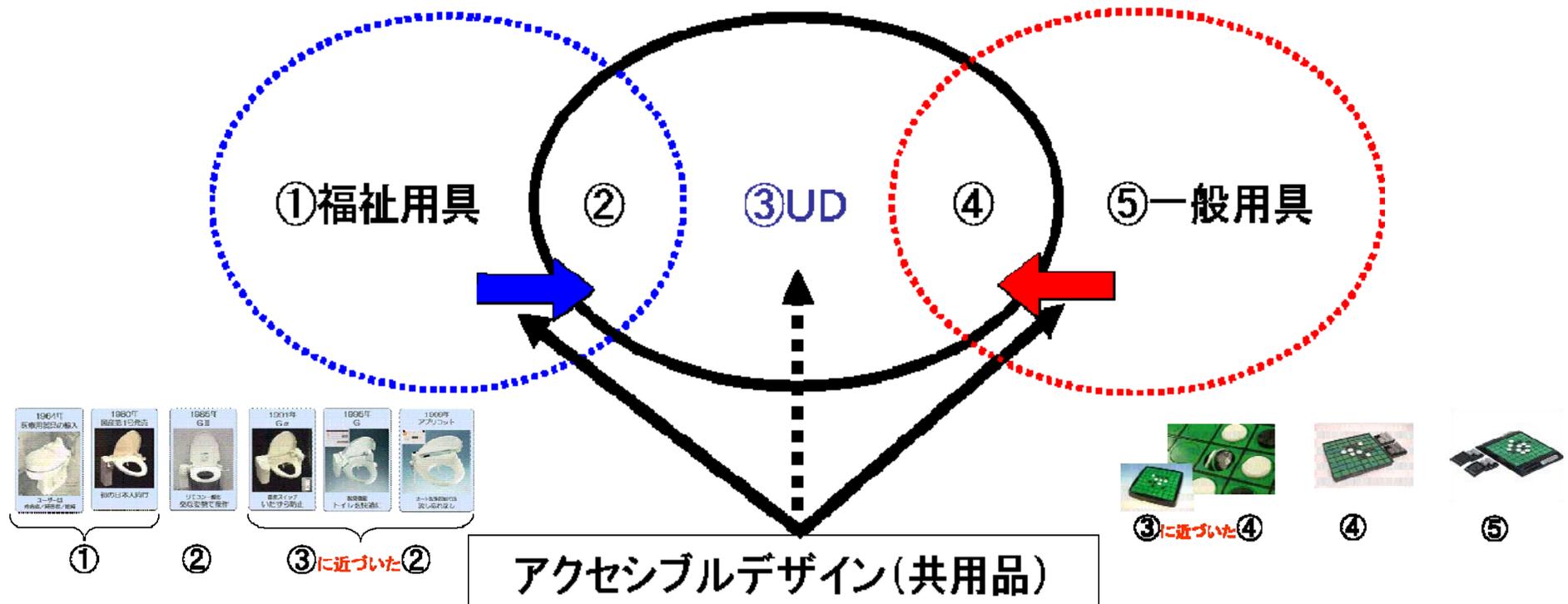
資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・在宅)



注：「精神障害者・在宅」とは外来の精神疾患患者である
 資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

アクセシブルデザイン



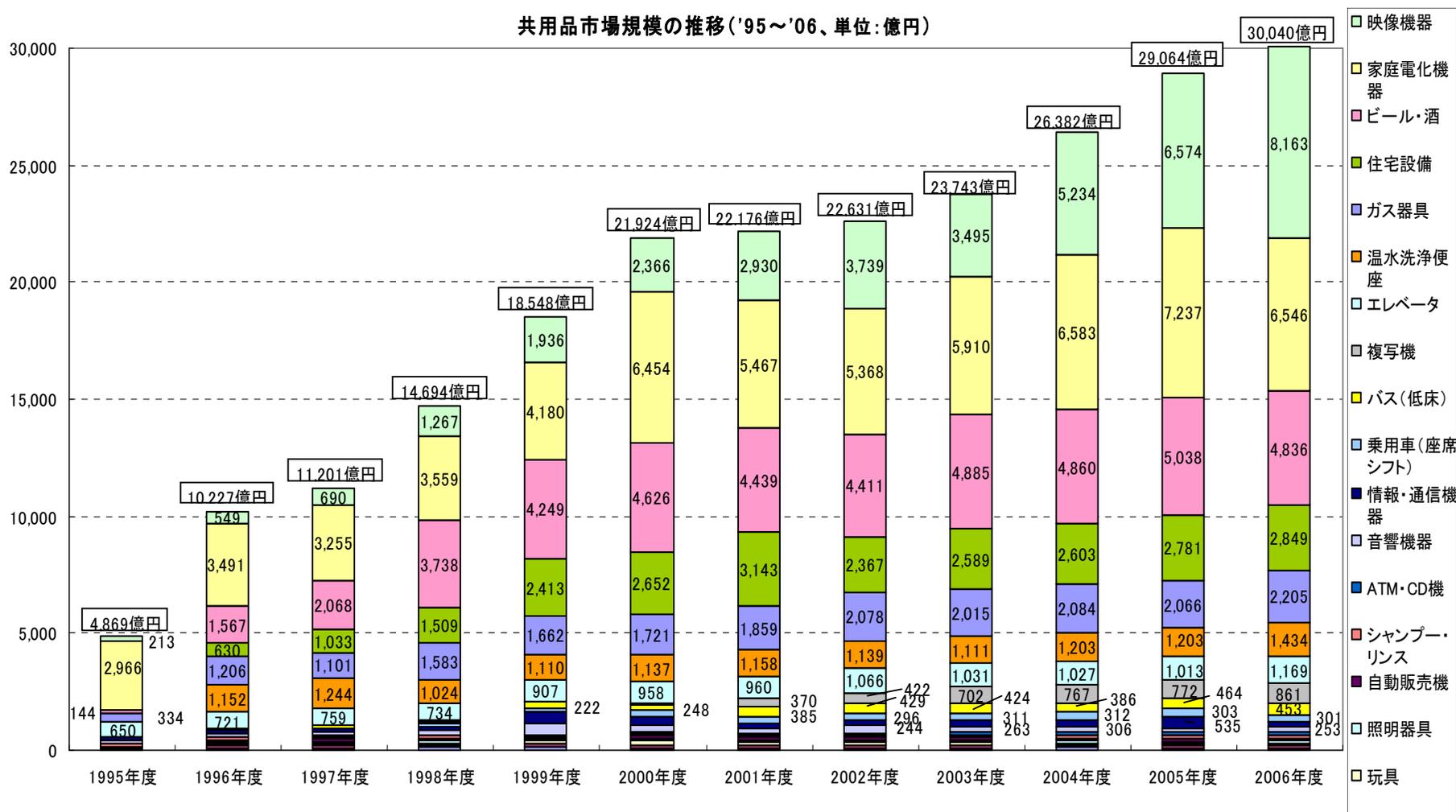
何らかの機能に制限を持つ人々に焦点を合わせ、これまでの設計をそのような人々のニーズに合わせて拡張することによって、製品、建物及びサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとする設計。その実現の方法として、

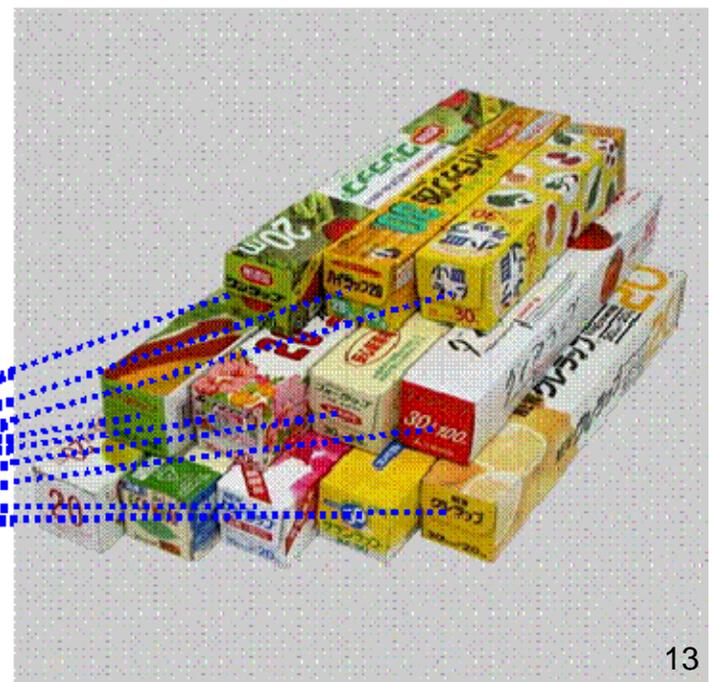
- 修正・改造することなくほとんどの人が利用できるように、製品、サービス及び環境を設計する。
- 製品又はサービスをユーザーに合わせて改造できるように設計する(操作部の改造等)。
- 規格の採用により、障害のある人々向けの福祉用具との互換性をもたせ、相互接続を可能にする

JIS Z 8071:2003 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針
 ISO/IEC Guide 71:2001
 Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with disabilities

2006年度、3兆円を突破(この10年で6倍に！)

共用品市場規模の推移('95~'06、単位：億円)





共用品推進機構の事業

「不便さ調査」

不便さの調査のデータベース
http://www.kyoyohin.org/02_syougai/0201_fubensadb.php

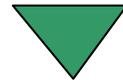
「配慮」



「国内標準化」

「国際標準化」

「普及」



「次世代を担う子ども達」へ

